

毎週火・金曜日発行(但休日を除くときは翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鳥取市における町の区域の変更処分のうち、その一部について改めたい旨届出があつたので、昭和三十四年五月鳥取県告示第二百六十一号の一部を次のよう改める。

昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

共済事業の実施区域

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石破二朗

目次

◇告示

鳥取市の町の区域変更

保安林の指定解除

昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

共済事業の実施区域

◇教委告示

県立高等学校専攻科の設置

昭和三十五年度県立高等学校専攻科生徒の募

◇公安規則

昭和三十六年度県立高等学校入学者選抜学力検査選択受験教科

幹部派出所、巡回駐在所及び巡回派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験の実施規則の一部改正

◇正誤

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百九号及び百十号中訂正

町名	地番	前の町名	変更後
立川町三丁目	七九番の一、八〇番の二、自八一番の四、至八二番の四、自一七番の二、二五番の四、	立川町二丁目	立川町三丁目
立川町二丁目	一七八番、	立川町三丁目	立川町二丁目
吉方町	自一七番の一、九番の二、一一番の三、自一二番の一、自一三番の二、至二九番の三、至三八番の三、三八五番の一、三八六番、三八七番、三八八番、三九二番、三九三番、三九四番、三九五番、三九六番、自三九七番、四〇四番の一、四〇五番、四〇五番の一、四〇六番、四〇六番内第一四〇七番、四〇七番の一、四〇七番の四、四〇七番の四を除く立川町五丁目の残り全部。	立川町五丁目	立川町五丁目
立川町五丁目	自一七七番の二、自一七八番の二、自一八〇番の二、自一八二番の三、至一九番の二、自三〇番の三、三八四番の一、三八五番の一、三八六番、三八七番、三八八番、三九一番、三九二番、三九三番、三九四番、三九五番、三九六番、自三九七番、四〇四番の一、四〇五番、四〇五番の一、四〇六番、四〇六番内第一四〇七番、四〇七番の一、四〇七番の四、四〇七番の四を除く立川町五丁目の残り全部。	立川町三丁目	立川町五丁目
立川町三丁目	七九番の一(一部)、八〇番の二(一部)、自八一番の四、一〇三番の二(二部)、一〇四番の二、	立川町二丁目	立川町三丁目
立川町二丁目	一七七番の一、九番の二、一一番の三、自一二番の一、自一三番の二、至二九番の二、自三〇番の三、三六番の二、三七番の二、四〇番の三(一部)、四一番の一(一部)、四二番の二(一部)、四二番の三、四三番の一(一部)、四一番の二、自九二番の二、九二番の七、自九三番の一、九四番の三、九八番、一三三番の二、一五八番の四、一五八番の一(一部)、一五八番の二、	吉方町	立川町二丁目
立川町五丁目	自一七七番の二、自一七八番の二、自一八〇番の二、自一八二番の三、至一九番の二、自三〇番の三、三六番の二、三七番の二、四〇番の三(一部)、四一番の一(一部)、四二番の二(一部)、四二番の三、四三番の一(一部)、四一番の二、自九二番の二、九二番の七、自九三番の一、九四番の三、九八番、一三三番の二、一五八番の四、一五八番の一(一部)、一五八番の二、	立川町三丁目	立川町五丁目

と変更する。

備考 土地の表示は、昭和三十四年一月一日現在の土地台帳による。

並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部。

鳥取県告示第百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六
条及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)
第五条の規定により、次の森林について保安林の指定を
解除する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 鳥取市湖山町字下浜一、一九四〇一一一地番所在の
森林

指定の目的 飛砂防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 白間晃太郎

2 東伯郡北条町大字江北郷塚一、九一一地番所在の森

指定の目的 飛砂防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 青木 文子

昭和三十五年二月定例県議会で三月十一日議決され
た昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三
十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算、
同田刷事業費歳入歳出追加更正予算、同用品調達事業費
歳出更正予算、同取立中央病院事業費歳出更正予算、同
農業改良資金助成事業費歳入歳出追加予算及び昭和三十
四年度鳥取県官電気事業会計追加予算は次のとおりであ
る。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款項	科目	今回追加(更正)	予算額
3	地方交付税	23,247	
4	公企業及び財産収入	292	
1	財産収入	292	

5	分担金及び負担金	△ 2,840	6	雜 入	1,457
2	負担金	△ 2,840	12	県 債	9,000
6	使用料及び手数料	1,757	1	県 債	9,000
1	使 用 料	556	歲 入 合 計		75,920
2	手 数 料	1,201			
7	國庫支出金	16,580			
1	國庫負担金	9,653	款 項	科 目	今回追加(更正) 予算額
2	國庫補助金	5,658	1	議 會 費	580
3	委 託 金	1,269	1	縣 會 費	580
8	寄 附 金	4,387	2	縣 府 費	1,473
1	寄 附 金	4,587	1	縣 職 員 費	2,200
9	繰 入 金	47	2	監查委員費	—
1	特別会計繰入金	47	4	東京事務所費	211
10	繰 越 金	21,883	5	諸 費	516
1	前年度繰越金	21,883	3	警察消防費	2,146
11	雜 収 入	2,171	1	公安委員会費	520
2	弁償金及び報償金	23	2	警察職員費	1,626
5	物品売扱代金	691	3	警察行政費	—

鳥取県告示第百五十号

昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

00271

昭和35年4月1日 第3110号 告示 取締 金曜日 6

4	土木費	15,207	6	社会及労働施設費	8,594
1	道路橋梁費	3,780	1	生活保護費	7,054
2	河川費	△	2	社会福祉費	691
3	港湾費	—	3	児童保護費	88
4	砂防費	100	4	婦人児童福祉費	—
5	都市計画費	2,067	5	国民健康保険費	217
6	災害復旧費	7,928	6	世話費	17
7	建築費	77	7	労政費	—
8	土木諸費	1,259	8	職業安定費	536
5	教育費	16,571	7	保健衛生費	351
1	教育委員会費	804	1	保健所費	306
2	小学校費	2,802	2	予防衛生費	△
3	中学校費	578	3	公衆衛生費	93
8	社会教育費	638	4	衛生研究所費	114
9	体育保健費	8,058	5	医務費	4
10	義務教育振興費	100	8	産業経済費	23,740
12	教育施設費	2,632	1	農政費	2,668
13	教育諸費	959	2	農業改良費	1,084

00272

昭和35年4月1日 第3110号 告示 取締 金曜日 6

款項	科目	今回追加(更正)予算額
6	歳出合計	75,920
7	12,136	昭和34年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算
8	620	
9	1,173	
10	6,355	
11	—	
12	2	
13	10,106	
1	款項	
2	科目	
3	1	
4	1,237	
5	4,321	
6	2,500	
7	歳出合計	1,136

00273

昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

00274

昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

昭和34年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算
款項科目 今回追加(更正)予算額
1 用品調達事業費
1 岁出合計

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 事業収入	千円 127	1 病院費	千円 一
1 事業収入	千円 127	2 出張診療所費	千円 一
歳入合計	127	1 出張診療所費	千円 一

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 用品調達事業費	千円 一	1 県立病院費	千円 一
1 岁出合計	127	1 病院費	千円 一

昭和34年度特別会計用品調達事業費歳出更正予算

昭和34年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出追加予算

昭和34年度特別会計鳥取県立中央病院事業費歳出更正予算
款項科目 今回追加(更正)予算額
1 事業費
1 事業費
歳出合計

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 事業費	千円 127	1 事業費	千円 127
1 事業費	千円 127	1 事業費	千円 127
歳出合計	127	歳出合計	127

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 事業費	千円 114	1 電気事業費用	千円 1,574
1 事業費	千円 114	1 営業費用	千円 1,574
歳入合計	114	収益的支出合計	1,574

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 農業改良資金貸付事業費	千円 114	1 電気事業費用	千円 1,574
1 農業改良資金貸付事業費	千円 114	1 営業費用	千円 1,574
歳出合計	114	収益的支出合計	1,574

昭和34年度鳥取県當電氣事業会計追加予算

昭和34年十月一日

鳥取県知事印

款項科目	今回追加(更正)予算額	款項科目	今回追加(更正)予算額
1 電氣事業収益	千円 7,303	1 営業収益	千円 7,303
収益の收入合計	7,303	収益の收入合計	7,303

域当該市町村に対する
共済事業の実施区域
移譲の申し出を行な
つた農業共済組合
淀江町・波江町の区域1町
淀江町農業共済組合

鳥取県告示第百五十三号

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条の規定により指定した廻は、次のとおりである。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石破二朗 所在地

鳥取県東京事務所 東京都千代田区平河町二ノ四

鳥取県県税事務所 鳥取市若桜町四二

中部福祉事務所 倉吉市仲之町七三五

西部福祉事務所 米子市東町九七

鳥取県身体障害者更生指導所 東伯郡羽合町大字上浅津四ノ一〇〇

鳥取県立中央児童相談所 鳥取市富安

鳥取県立養老院 岩子市片原一丁目一〇一

鳥取県立勤寮 大阪市東淀川区塚本町一丁目五七

鳥取県果樹試験場 東伯郡赤崎町大字松谷五六四

鳥取県立農産加工所 ノ一一

鳥取県立農業試験場 米子市旗ヶ崎五五九

鳥取県立種畜場 東伯郡赤崎町大字松谷六〇六

鳥取県立山陰酪農講習所 米子市上福原一、八〇六一

鳥取県畜業試験場 倉吉市上井五四六

鳥取県獣檢定所 米子市旗ヶ崎五九四ノ一

鳥取県工業試験場 大阪市東区南久宝寺町二丁目五八ノ一

鳥取県森林試験場 鳥取市立川町五丁目

鳥取県東部山林事務所 鳥取市東町一丁目三〇二

鳥取県中部山林事務所 倉吉市仲之町七三七

鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷

鳥取県立倉吉児童相談所 倉吉市仲之町三、四五五ノ一
鳥取県立米子児童相談所 米子市角盤町三丁目八三

鳥取県婦人相談所 鳥取市元魚町三丁目五ノ一

鳥取県立徳学校 鳥取市東福原一、四九九ノ二

鳥取県立積善学園 鳥取市立川町五丁目一

鳥取県立育専門学院 倉吉市海田三一九ノ一

鳥取県立保健所 鳥取市二階町四丁目三六

鳥取県郡家保健所 八頭郡郡家町大字郡家字井津尻六三四ノ一

鳥取県浜村保健所 水郡氣高町大字八幡

鳥取県倉吉保健所 倉吉市越殿町一、五七七ノ二

鳥取県米子保健所 水郡氣高町大字八幡

鳥取県根雨保健所 日野郡日野町根雨

鳥取県衛生研究所 倉吉市吉方二七一ノ一

鳥取県立中央病院 鳥取市吉方二六五

鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市駄経寺二九ノ三

鳥取県米子職業訓練所 米子市東福原一、一四五

鳥取県立保育専門学院 倉吉市余戸谷町字宮ノ平三、五六四ノ一

鳥取県立皆成学園 倉吉市立川町五丁目一

鳥取県立幼稚園 倉吉市立川町五丁目一

鳥取県立保健所 倉吉市立川町五丁目一

00276

11 昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

00275

昭和35年4月1日 金曜日 鳥取県公報 第3110号 10

鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目二一〇
鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目一一二

鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町二、九九五

鳥取工業高等学校 鳥取市立川町五丁目三三〇

鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町一、二五八

八頭高等学校 八頭郡郡家町大字久能寺七二

八頭郡智頭町大字智頭七一

智頭農林高等学校 八頭郡智頭町大字久能寺七二

八頭郡智頭町大字智頭七一

青谷高等学校 河北農業高等学校

青谷郡青谷町青谷二九五二
倉吉市上井四三〇

倉吉高等学校 倉吉東高等学校

倉吉郡青谷町二丁目二〇一
倉吉市堺町二丁目二〇一

倉吉西高等学校 倉吉農業高等学校

倉吉市余戸谷町三、〇五九
倉吉市大谷一六六

由良育英高等学校 東伯実業高等学校

由良郡赤崎町由良宿四二三
東伯郡大栄町大字赤崎一、九

養良農業高等学校 米子東高等学校

西伯郡淀江町大字今津二八六
米子市勝田町三〇七

米子西高等学校 米子市錦町一丁目一〇三
米予南高等学校 米子市長砂町一八八

米子工業高等学校 米子市博労町四丁目二二〇

境高等学校 法勝寺農業高等学校

日野実業高等学校 日野郡日野町法勝寺四九一
ノ四

境水産高等学校 日野郡日野町大字江尾五〇五

根雨高等学校 日野郡日野町大字江尾五〇五

境港市上道町二、〇六四

日野産業高等学校 西伯郡西伯町法勝寺四九一
ノ四

日野実業高等学校 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県立ろう学校 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県岩井警察署 鳥取県立盲学校

鳥取県岩井警察署 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県鳥取警察署 鳥取県立ろう学校

鳥取県鳥取警察署 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県郡家警察署 鳥取県立盲学校

鳥取県郡家警察署 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県浜村警察署 鳥取県立盲学校

鳥取県浜村警察署 日野郡日野町黑坂一、一〇九

鳥取県倉吉警察署 岩美郡若美町大字岩井六一四

鳥取県倉吉警察署 岩美郡若美町大字岩井六一四

鳥取県智頭警察署 鳥取市吉方二七四

鳥取県智頭警察署 鳥取市吉方二七四

八頭郡智頭町智頭四二一

八頭郡智頭町智頭四二一

八頭郡郡家町大字郡家三五二

八頭郡郡家町大字郡家三五二

氣高郡氣高町大字浜村字猫石

氣高郡氣高町大字浜村字猫石

三 設置場所

米子市勝田町三〇七番地

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和三十五年度県立高等学校専攻科生徒を次の要項に

よつて募集する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年四月一日 鳥取県立高等学校専攻科生

一 募集学校及び募集定員

鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目一一〇番地
約五〇人

二 出願資格

米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

1 高等学校の通常課程及び定期制課程を卒業した者

2 学校教育法施行規則第六十九条の各号の一に該当する者

り設置する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県教育委員會委員長 石谷貞彦
鳥取県位米子東高等学校

二 設置課程及び修業年限

専攻科とし、修業年限は一年とする。

三 出願手続

1 入学志願者は、三に定める出願期間内に次に掲げる書類を各募集学校に提出しなければならない。

イ 入学願書（教育委員会所定の様式による。）

ロ 出身学校長の発行する調査書（大学受検用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 各募集学校長は、入学の願書を受理したときは、

志願者に受検証を交付するものとする。

3 入学願書は、各募集学校から受けるものとする。

四 出願期間

1 昭和三十五年四月一日（金）から四月七日（木）までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日午後を除く。

2 郵送の出願書類は、四月七日の消印のあるものに限り有効とする。

五 入学の選考及び許可者の発表

1 入学選考の期日は、昭和三十五年四月十日とする。

六 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑については、各募集学校にて照会すること。

七 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別の事項を教授し、研究を指導することを主目標として実施するものとする。

2 入学選考は、学校長が出願者の提出書類を審査して合否を決定する。ただし、入学志願者が入学定員を超える場合には、選考試験を実施することができる。

イ、期 日 昭和三十五年四月十日午前九時三十

分から

ロ 場 所 各募集学校
ハ 試験教科 国語、数学、外国語（英語）

4 入学許可者の発表は、昭和三十五年四月十二日とし、各募集学校に掲示するほか、許可者あて通知するものとする。

するものであり、実施教科は次の五教科とする。

国語、数学、外國語、理科、社会

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は第一学期

（四月～八月）及び第二学期（九月～三月）の二期とする。

昭和三十六年度県立高等学校入学者選抜学力検査選択教科の受検教科を次のとおり定める。

昭和三五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

選択教科の受検教科は、英語および職業・家庭とし、第三学年において主として選択して履修した教科とする。

ただし、二教科を同時に数履修している場合には、三年間を通じて履修時間数の多い教科とする。

口 授業料は、次の区分により分納しなければならない。

4 専攻科の授業料は、次のとおりとする。

イ 授業料の年額は、一万とする。

ロ 授業料は、次の区分により分納しなければならない。

5 専攻科生徒の入学選考手数料は、徴収しない。

00280

15 昭和三十五年四月一日 金曜日 鳥取県公報 第3110号

00279

昭和三十五年四月一日 金曜日 鳥取県公報 第3110号 14

公安委員会告示

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、
担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の

名称、位置、担任区域及び受持区域等に關
する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、
担任区域及び受持区域等に關する規則（昭和二十九年七月
月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位
置及び受持区域に関する規則、

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的） 第一条 この規則は、警察署の名称及び管轄区域等に關する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）第

三条の規定に基づき、警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域について定めることを目的とする。

（名称、位置及び受持区域）

第二条 警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及
び受持区域は、別表のとおりとする。

別表一（幹部派出所の名称、位置及び担任区域）を削
り、別表二を別表とし、同表中「巡査駐在所、巡査派出
所の名称、位置及び受持区域」を「警察官派出所及び警
察官駐在所の名称、位置及び受持区域」に改め、号数の
欄を削り、「巡査駐在所」を「警察官駐在所」に、「警
部派出所詰」を「警察官派出所」に、「巡査派出所」を「警察官
派出所」に改める。

改正後の別表鳥取県鳥取警察署の項中

署	詰	鳥取市吉方	鳥取市吉方（通称一区）
"	"	吉方（"）二区	"
"	"	"	（"）三、四区
"	"	寺町	鳥取市立川町五丁目（旧連隊前）、岩倉の一部（旧連隊前）、卯垣の一部
"	"	吉方町、大工町頭	立川町一、二、三丁目
"	"	立川町一、二、三丁目	御弓町、立川町五丁目の一部（通称旭町、緑町を除く）大榎町、
"	"	上町	栗谷町、江崎町、庖丁人町
"	"	東町	掛出町、馬場町、中町
片原警察官派出所	鳥取市片原二丁目	鳥取市片原のうち	鳥取市片原一、二、三丁目、上魚町
"	"	西町	本町一、二、三、四丁目

署 詰	鳥取市吉方 鳥取市、のうち 吉方、寺町	"	"	"	西品治の一部 (国道を基準南部但し千代町、八千代町 を除く)
湯所町警察官派出 所	鳥取市立川町二丁目 鳥取市、のうち立川町一、二、三、五丁目、吉方町、大工町頭、大榎 町、御弓町、卯垣の一部(旧連隊前)、岩倉の一部(旧連隊前)	"	"	"	"
江崎警察官派出 所	鳥取市江崎町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
片県警察官派出 所	鳥取市片原二丁目 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
若桜橋警察官派出 所	鳥取市片原二丁目 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
駅前警察官派出 所	鳥取市湯所町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
瓦町警察官派出 所	鳥取市瓦町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
茶町警察官派出 所	鳥取市茶町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
瓦町警察官派出 所	鳥取市瓦町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
湯所町警察官派出 所	鳥取市湯所町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
立川警察官派出 所	鳥取市立川町二丁目 鳥取市、のうち立川町一、二、三、五丁目、吉方町、大工町頭、大榎 町、御弓町、卯垣の一部(旧連隊前)、岩倉の一部(旧連隊前)	"	"	"	"
茶町警察官派出 所	鳥取市茶町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
湯所町警察官派出 所	鳥取市湯所町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
茶町警察官派出 所	鳥取市茶町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
湯所町警察官派出 所	鳥取市湯所町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"
湯所警察官派出所	鳥取市茶町 鳥取市、のうち鹿野町、下台町、材木町、下横町、玄好町	"	"	"	"

若桜橋警察官派出 所	鳥取市藪片原町 鳥取市、のうち 藪片原町、川外大工町
"	"
"	元魚町一、二、三丁目、新町、職人町
"	"
"	東品治町の一部 (駅前十字路基準東部)
"	"
駅前警察官派出所	東品治町の一部 (駅前十字路基準西部)、行徳及び古 市並びに富安の一部 (通称棒鼻) 及び鉄道官舎
"	"
瓦町警察官派出所	東品治町の一部 (駅前十字路基準南部)
"	"
茶町警察官派出所	東品治町の一部 (駅前十字路基準北部)
"	"
"	今町一丁目、梶川町
"	"
"	行徳の一部 (通称旧行徳)、西品治の一部 (通称千代町)
"	"
"	古市の一 今町二丁目、南本寺町、行徳の一部 (通称南行徳)、 古市の一 古市(通称古市新道)
"	"
"	鳥取市、のうち三軒屋、下魚町、四丁目尻、魚町尻、茶町、元鉄物師 町、通称杉並区の一部 (通称八千代町) (但し)
"	"
"	西品治の一部 (国道を基準北部但し通称松並町を除く)

00286

00285

所住吉町警察官派出	倉吉市住吉町	倉吉市のうち円谷、米田、下田中、駿経寺、住吉町、湊町、東町、田内、三明寺、宮川町、荒神町、堺町一、二丁目
駅前警察官派出所	倉吉市明治町	倉吉市明治町、大正町、新町一丁目、二、三丁目、葵町、魚町、仲ノ町、新町二、三丁目、東仲町、西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町、瀬崎町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛治町一丁目
福吉町警察官派出	河原町、福守、岡田	河原町、福守、岡田

所賀露町警察官駐在	鳥取市賀露町	鳥取市のうち賀露町
" 二区 "	"	"
所氣高町警察官駐在所	氣高町大字宝木	氣高町のうち 大字上光、下光元、常松、富吉
下光元警察官駐在所	氣高町大字下光元	氣高町のうち 大字上光、下光元、常松、富吉
所住吉町警察官派出	倉吉市住吉町	倉吉市、米田、下田中、駿経寺
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

に改める。
改正後の別表鳥取県倉吉警察署の項中
を賀露町の一部（通称四、五、六区、西浜区）

に改める。

改正後の別表鳥取県倉吉警察署の項中

西倉吉町警察官派出所	倉吉市岡田	倉吉市のうち越殿町、広瀬町、鐵治町一、二丁目、余戸谷町、河原町、福守、岡田
上井警察官派出所	倉吉市上井	倉吉市、伊木、山根、八尾、下余戸、上余戸、大原、栗尾
"	"	" 上井
"	"	" 海田、福庭、清谷
"	"	" 穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
北条町江北	北条町大字江北	北条町のうち大字江北、國坂
北条町江北警察官駐在所	北条町大字江北	北条町のうち大字江北、國坂
赤崎町東警察官駐在所	倉吉市上井	倉吉市、海田、福庭、清谷、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
赤崎町西警察官駐在所	赤崎町大字赤崎	赤崎町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西を除く)、南にあつては町道松谷線以東
改正後の別表鳥取県八橋警察署の項中を改める。	赤崎町大字赤崎	赤崎町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西を除く)、南にあつては町道松谷線以東
改正後の別表鳥取県米子警察署の項中に改める。	赤崎町大字別所	赤崎町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西)、大字赤崎の一部(町道松谷西線以北にあつては海藏寺川以東、同以西線以東を除く)
駅前警察官派出所	米子市弥生町、米子駅構内	米子市(うち)、萬能町、大字別所、松谷、赤崎
赤崎町警察官駐在所	赤崎町大字赤崎	赤崎町のうち、萬能町
"	"	大字別所、松谷、赤崎
"	"	目久美町の一部(新川町、大工町、
"	"	弥生町、末広町、塩町、
"	"	茶町、日野町
"	"	道笑町一、二丁目、長砂町
"	"	道笑町一、二丁目、紺屋町
米子市加茂町一丁目	米子市加茂町一丁目	米子市(うち)、久米町
加茂町警察官派出所	"	" 加茂町一、二丁目
"	"	東町
"	"	四日市町、中町
尾高町警察官派出所	米子市尾高町	米子市(うち)、西町、久米町
"	"	" 東倉吉町、西倉吉町
"	"	" 尾高町

上井警察官派出所	倉吉市上井	倉吉市、伊木、山根、八尾、下余戸、上余戸、大原、栗尾
"	"	" 上井
"	"	" 海田、福庭、清谷
"	"	" 穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
北条町江北	北条町大字江北	北条町のうち大字江北、國坂
北条町江北警察官駐在所	北条町大字江北	北条町のうち大字江北、國坂
赤崎町東警察官駐在所	倉吉市上井	倉吉市、海田、福庭、清谷、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
赤崎町西警察官駐在所	赤崎町大字赤崎	赤崎町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西を除く)、南にあつては町道松谷線以東
改正後の別表鳥取県八橋警察署の項中を改める。	赤崎町大字別所	赤崎町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西)、大字赤崎の一部(町道松谷西線以北にあつては海藏寺川以東、同以西線以東を除く)
改正後の別表鳥取県米子警察署の項中に改める。	赤崎町大字松谷	赤崎町のうち大字松谷の一部(町道松谷西線以西)、大字赤崎の一部(町道松谷西線以北にあつては海藏寺川以東、同以西線以東を除く)
駅前警察官派出所	米子市弥生町、米子駅構内	米子市(うち)、萬能町
赤崎町警察官駐在所	赤崎町大字赤崎	赤崎町のうち、萬能町
"	"	大字別所、松谷、赤崎
"	"	目久美町の一部(新川町、大工町、
"	"	弥生町、末広町、塩町、
"	"	茶町、日野町
"	"	道笑町一、二丁目、長砂町
"	"	道笑町一、二丁目、紺屋町
米子市加茂町一丁目	米子市加茂町一丁目	米子市(うち)、久米町
加茂町警察官派出所	"	" 加茂町一、二丁目
"	"	東町
"	"	四日市町、中町
尾高町警察官派出所	米子市尾高町	米子市(うち)、西町、久米町
"	"	" 東倉吉町、西倉吉町
"	"	" 尾高町

淀江町第一警察官

淀江町大字淀江

淀江町のうち
大字淀江 全津

駅前警察官派出所	米子市弥生町	
加茂町警察官派出所	米子市加茂町一丁目	米子市のうち明治町、万能町、弥生町、未広町、塙町、大工町、一部(新加茂川以東)
尾高町警察官派出所	米子市尾高町	久美町のうち(茶町、日野町、道笑町)、勝田町、博労町四丁目、(通称住之江町の一部米川以西)
水上警察官派出所	米子市灘町一丁目	米子市(うち)灘町一、二、三丁目、花園町、旗ヶ崎、内町、天神町
後藤警察官派出所	米子市立町四丁目	米子市(うち)寺町、立町三、四丁目、上後藤、両三柳の一部(通称三本松)
角盤町警察官派出所	米子市角盤町二丁目	米子市(うち)東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、天神町一、二、三丁目、(通称)富士見町、栗山町、昭和町、陽田町、車尾町、(一部(通称)富士見町、二丁目、朝日町)
博労町警察官派出所	米子市博労町二丁目	米子市(うち)勝寺町、紺屋町、四日市町、中町、東町、加茂町、二丁目、西町、久米町、立町一、二丁目、(通称)勝田町、博労町一、二丁目、(通称)富士見町、二丁目、朝日町

水上警察官派出所	米子市灘町一丁目	岩倉町、天神町二丁目
後藤警察官派出所	米子市立町四丁目	立町一、二丁目
所	米子市角盤町二丁目	米子市(うち)灘町一、三丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	花園町、旗ヶ崎
所	米子市角盤町二丁目	内町、天神町二丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	灘町二丁目
所	米子市立町四丁目	上後藤、両三柳の一部(通称三本松)
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	米子市(うち)灘町三丁目
所	米子市立町四丁目	立町四丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部(米川以南)
所	米子市立町四丁目	錦町二丁目、富士見町二丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	錦町二丁目、日の出町
所	米子市立町四丁目	朝日町、角盤町三丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	角盤町一丁目
所	米子市立町四丁目	糀町二丁目、富士見町一丁目
角盤町警察官派出所	米子市立町四丁目	糀町二丁目、(通称)富士見町一丁目

淀江町第二警察官
駐在所

大山町上方

高井谷、稻吉、大字西原、福井、福瀬、西尾原、本宮、富繁、中西尾、
大山町のうち大字上方、稻吉、平田、保田、安原、富岡、妻木、莊田、長田

大山町のうち大字上方、稻光、平田、保田、安原、富岡、妻木、莊田、長田

を

淀江町警察官派出
所

大山町上方

淀江町の大字淀江、高井谷、稻吉、大字淀江、今津、福瀬、西尾原、本宮、富繁、中西尾、
大山町のうち大字上方、稻吉、平田、保田、安原、富岡、妻木、莊田、長田

大山町のうち大字上方、稻光、平田、保田、安原、富岡、妻木、莊田、長田

を

改正後の別表鳥取県境港警察署の項中

水上警察官派出所

境港市朝日町

境港市花町、岬町、入船町

東雲町、東本町、朝日町

" "

境港市栄町

境港市中町、相生町、末広町

" "

本町、榮町、松ヶ枝町

日ノ出町、京町

" "

境港市大正町

境港市明治町、大正町

" "

蓮池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場先町

" "

上道町

蓮池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場先町

駅前警察官派出所

境港市大正町

境港市明治町、大正町

" "

日ノ出町、京町

" "

中町、相生町、末広町

" "

本町、榮町、松ヶ枝町

" "

日ノ出町、京町

" "

中町、相生町、末広町

" "

本町、榮町、松ヶ枝町

" "

日ノ出町、京町

" "

中町、相生町、末広町

" "

本町、榮町、松ヶ枝町

" "

日ノ出町、京町

公 告

一 試験科目及び時間

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三

十一条及び同法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「規則」という。）第三十三条及び第三

十四条の規定により、昭和三十五年度鳥取県第三種冷冻機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

を改める。

高圧ガスの取締に関する法令及び

高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術

午前九時三十分から午後〇時三十分まで

二 試験の日時及び場所

1 日 時 昭和三十五年五月十五日（日曜日）

2 場 所 鳥取市本町四丁目 鳥取商工会館

鳥取県知事 石破二朗

三 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目鳥取県経済部商工課に提出すること。

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

1 受験願書

規則別表第十九の様式によること。

2 履歴書

規則別表第二十の様式によること。

3 写真

手札型台紙付きとし、出願前六月以内に撮影した正

面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

鳥取県収入証紙七百円を受験願書の上部に貼りつけ、

消印しないこと。

受験手数料は、いかなる理由があつても返還しない。

5 受験願書提出期限

昭和三十五年四月十日まで（当日の消印あるものは有効）

6 受験票

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金
鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所

正誤

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百九号及び

第百十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

告示番号 頁 欄

百九号 7 起点欄

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

百十号 8 路線名欄

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

終点欄

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

大字柿原

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

柿原用瀬

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

大字柿原

江上徳野侯野

日野野日野町

上徳山侯野

日野郡日野町

七 その他

入学願書等の書類を郵送するときは、「入学願書在中」と朱書きし、必ず書留郵便にするとともに、返信用封筒（応募者の住所氏名を表記すること。）に切手（書留郵便料四十五円）をはりつけて同封すること。